

『表現学』第7号(2021年2月5日)抜刷  
大正大学表現学部表現文化学科

[研究レポート]

パートナーシップ制度・条例の周知  
—専門ゼミナール・学生共同研究活動報告—

外川 智恵

## パートナーシップ制度・条例の周知

—専門ゼミナール・学生共同研究活動報告—

外川 智恵

### はじめに

エンターテインメントビジネスコースの「専門ゼミナール」の研究活動として、担当ゼミでは3年生が共同で社会課題を検討し、費用をかけずにエンターテインメントビジネス手法を用いた解決策を追究する「0円プロジェクト」に取り組んでいる。活動は検討課題の決定から関連企業への企画提案までの範囲で、調査や先行研究、関係者や当事者への取材を実施して報告書をまとめる。2019年度は性的マイノリティの権利に焦点を当てた。本稿では2019年の学生の活動のうち、パートナーシップ制度について当事者等への取材やアンケート調査によって得た情報を報告する。

### 性的マイノリティ

マスメディア等で表記される LGBTQ とは、Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender、Queer/Questioning) の頭文字で、性的志向を表す LGB と性自認に関わる T、性的マイノリティ、あるいは性自認と性的思考が不明である Q を合わせて当事者を表現している。また、SOGI は (Sexual Identity and Gender Identity) の頭文字で、性的指向と性自認を指す。性について分類する時、上記に加えて性役割や身体的性別等も検討の対象とされることがある。

性別への違和感は、近年、疫学的な傾向として脱病理化にある。DSM-5 (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders 5th edition)、精神障害の診断・統計マニュアル(2013)<sup>1</sup>では、苦痛は疾患の本質的なものであるというニュアンスから、社会の偏見や差別等、より外因的要因も関係するというニュアンスへの変化がみられる(針間、2016)<sup>2</sup>。さらに、30年ぶりの改定となった ICD-11 (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 11th version) における表現は変化

し、障害ではなく、性の健康の問題に分類された (WHO、2018)<sup>3</sup>。

わが国では 2016 年のニッポン一億総活躍プラン<sup>4</sup>において「性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める」と明記する等、ダイバーシティへの理解は進んでいる。また、電通ダイバーシティ・ラボによる調査(2018)<sup>5</sup>では、わが国において LGBT 層は 8.9%であると報告されている。

### 同性パートナーシップ証明制度

日本国憲法 24 条は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」としている。両性の合意のみに基づいて婚姻が成立するとしていることから、同性婚は認められていないと考えられる。このような状況にあって、2015 年に同性パートナーシップ証明制度が自治体単位で導入されはじめ、電通ダイバーシティ・ラボによる調査 (2018)<sup>6</sup>では、78.4%の人が同性婚に賛成していることが示された。同性パートナーシップ証明制度は 2015 年 11 月の東京都渋谷区と世田谷区を皮切りに 2020 年 12 月現在、60 超の自治体が導入している。当該制度を利用するためには、20 歳以上あるいは成年に達している、婚姻していない等の条件を満たす必要があり、法的効力を持たない。

一方、こうした現状において、パートナーシップ制度の導入と合わせて同性カップルが里親として家庭療育を担い始めている。2016 年、児童福祉法改正に伴い、里親認定基準が緩和された。翌年 4 月に大阪市が同性カップルを里親に認定。2018 年 10 月には東京都が里親認定基準を緩和。2020 年 2 月、全国 2 例目として愛知県が 30 代の男性カップルを養育里親に認定した。

同性カップルによる里親制度は日本の特別養子縁組、同性婚制度を促進する一助となる可能性がある一方で、性的マイノリティへのスティグマを鑑みたとき、同性カップルの子育てへのスティグマも根強いと推察する。

## 実態調査

調査は自治体、当事者・理解者、国内外の大学生を対象に実施し、伊藤蘭奈、植木ジョーンズミチル、榎本彩乃、川原寿水、栗原咲希、小林さくら、中野莉那、中山莉穂、福島由夏、藤ヶ谷夢乃、望月佳祐、山口絢香、渡邊萌香が担当した。アンケート調査の結果について本稿において国内調査のみを報告する。

## 1. 自治体

期間：2019年8月20日

調査対象：豊島区男女平等推進センター

調査方法：訪問面接調査

### 導入までの経緯

2019年3月、区民による区議会への請願、パブリックコメント等を反映し、豊島区の条例男女共同参画推進条例の改正案にLGBTへの差別禁止、パートナーシップ制度、アウトティングの禁止、SOGI ハラの規定が明記された。

上記の規定を導入するにあたり、豊島区は同性パートナーシップに限定した条例を新たに制定するか、男女共同参画推進条例にパートナーシップ制度を組み込むかの判断や、当事者へのヒアリングに苦慮したという。この問題を解消するべく豊島区はLGBT法連合とアドバイザー契約を締結し、当事者の意見を反映しやすくした。これらを受けて、男女共同参画推進条例に性の多様性に関する視点を反映するため、本条例に組み込むこととした。

2019年のヒアリング調査の段階では15組が申請を受理されていた。利用者は外国籍の区民を含む20代から50代であった。届け出の受理は、公的に認められた証として、当事者が両親の同性婚に対する印象の変化を期待するなど、日常の当事者のスティグマや不安解消へもつながっていると考えている。

### 当事者への配慮と受け入れ態勢

パートナーシップの届け出を「届け出」と呼び、従来の婚姻届のイメージに近づけた。受理証明形態カードを配布し、不動産の賃貸契約をはじめ、婚姻関係を証明できるように整えた。さらに、パートナーシップ

制度の対象者は同性同士と限定せず、当事者の性自認や性的志向に基づいている。

さらに、豊島区は研修や対応マニュアルを作成して徹底した意識改革を図っている。中でも、区役所における手続きの際、当事者の意図しないアウトティングに最大限の配慮をするため、個室で応対する等、様々に配慮している。こうした制度の導入には区役所職員と当事者とのかかわりが反映されていた。例えば、住居を探す際に、不動産会社に婚姻関係にあることを伝えても理解されず、入居を拒否されることがあるという。また、相談する際もプライバシーへの配慮がなされないことがあるという声を受け、豊島区では不慮のアウトティング等への対応を鑑み、受理証明携帯カードを渡すこととした。

## 周知活動

周知は区のウェブサイト、広報で展開しているが積極的なPR活動は実施していない。豊島区の当該制度の利用者が婚姻関係を証明することはできても、法的効力はないため、不動産会社や病院といった生活上、不可欠であろう施設へはパートナーシップ制度や当事者への理解等の普及啓発活動を実施している。

また、当事者等とのかかわりにおいて、性的マイノリティへの対応の世代間格差も実感したことから、存在への理解を促し、ともに考える環境づくりの大切だと考えているという。東京レインボープライドに参加して、受理証明携帯カードのサンプルを掲示する等の実践的な活動を展開している。

上記のヒアリングから、豊島区の同性パートナーシップ証明制度の導入には当事者の視点が反映され、不慮のアウトティングへの配慮がなされていることがわかった。また普及啓発活動は病院や不動産会社等の当事者の実生活に即して展開され、世代間格差の是正や社会全体への周知等、幅広く実施されていることがわかった。

## 2. 当事者・理解者

期間：2019年10月23日

調査対象：Queer & Ally 代表理事、当事者2名、理解者1名

調査方法：訪問面接調査

誰もがQueer(変わり者)であり、Ally(LGBT問題の理解者)であるという多様性を認め合える社会を

目指し、LGBTs と Ally の居場所づくりや理解促進を目的とする団体。主に交流会・ダイアログ（対話）の会を重視している。主催する交流会には、Ally（理解者）のあり方について知りたい人が参加する。代表理事は、一般的に交流会はLGBT当事者が主体で開催されるため、理解者は参加しづらく、当事者の考えなどを理解する機会を得にくい状況があるという。活動の周知は本名を表示しなくてもよいSNSを通じて実施しており、首都圏を中心市、山梨、栃木等の参加者と情報を交換している。

同性パートナーシップ証明制度の認知において、当事者2名はあまり知らない、理解者は知っていると回答した。当事者はパートナーシップ制度の利用について前向きではなかったが、理解者は区役所等の公的機関が関係性を認めるのは評価できるのではないかと回答した。

さらに、当事者らは周知して当事者意識を醸成すること、利用できる場所を増やすなどの制度の充実を図ることも検討してほしいと話した。各自治体がパートナーシップ制度を導入したことで、憲法上同性婚は認められていなくても、婚姻関係を表明する選択の自由が与えられたという声があった。一方で、同性愛者であることをカミングアウトしたことで結婚について問われることがなくなったにもかかわらず、パートナーシップ制度の周知が進めば、周囲からの結婚に関する干渉が再燃するのではないと当事者と周囲との関係性を懸念する声もあがった。

上記のヒアリングから、同性パートナーシップ証明制度の導入の受け取り方は当事者によって違うこと、周知活動には周囲との関係性にも配慮が必要であることがうかがえる。

### 3. 大学生

期間：2019年11月6日～2019年11月19日

調査対象：大学生

調査対象エリア：東京都

回答数：409（18歳 64、19歳 193、20歳 130、21歳 17）

調査方法：訪問留置調査

#### LGBTについての認知

86%がLGBTという言葉は認知しているが、93%はLGBTに関するイベントや飲食店に行ったことがないと回答。このことから、言葉の意味は理解してい

も当事者との交流や理解を深めるための活動は未経験であることがわかる。また、30%の学生はイベントや飲食店に興味があると回答していた。

同性パートナーシップ証明制度の認知

パートナーシップ制度を認知している学生は52%であった。また、パートナーシップ制度を知ったきっかけがテレビと回答した学生は33%で、SNSは12%であった。また、同性パートナーシップ証明制度の効果的な周知メディア（複数選択可）について213人がSNS、163人がテレビと回答している。

#### 法制度、社会生活における偏見

46%の学生が法制度や社会生活における偏見についてわからない、36%がいいえと回答。偏見を感じると回答した学生は13%であった。わからない、いいえが約8割を占めることからLGBTに関する偏見を認知していない学生が多いと考えられる。

#### その他の意見

性的マイノリティを語る以前に性役割について家庭やアルバイト先等で偏見や差別発言を経験したという意見があった。また、性的マイノリティへの偏見や差別について、トイレの性別表示、性別に違和を感じるクラスメートが着用する制服を選択できなかった時に感じたという声があった。ほかにも、年配者との会話で感じた性的マイノリティへの差別発言に世代間格差についての意見があった。法制度に関しては同性婚の実現、同性パートナーシップ証明制度において配偶者や家族と同等の権利の付与を要望する声を確認した。

#### おわりに

持続可能な開発目標、SDGs<sup>7</sup>において、性の多様性に関する項目は複数ある。「3. すべての人に健康と福祉を」において、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにすることを謳っている。また、「5. ジェンダー平等を実現しよう」では、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保することを掲げ、「10. 人や国の不平等をなくそう」では、性別等に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進すること等を掲げている。このように世界的に重要視されている性の多様性と当事者の権利について、学生らは共同研究を通じて当事者や同世代の声に耳を傾けた。学生らは活動を通じて社会課題を自分事に捉えることができ

るようになったという。プロジェクト終了後「当該課題についての報道の受け止め方が変化した」「同性カップルの友人にアドバイスをすることができた」「性的マイノリティに関する課題以外においても意見の多様性に理解するよう努めるきっかけとなった」等の学生らの意見を確認した。

当事者の理解に努めたことが社会課題を自分事へ捉えることにつながり、社会の変化を促す一助となることを願う。

#### 〈注〉

- (1) American Psychiatric Association (2013). Diagnostic and statistical manual of mental disorders (5th ed.). Arlington, VA: American Psychiatric Publishing.  
(米国精神医学会 日本精神神経学会・高橋 三郎・大野 裕(監訳) 染矢 俊幸・神庭 重信・尾崎 紀夫・三村 将・村井 俊哉(訳)(2014). DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル 医学書院)
- (2) 針間 克己(2016). DSM-5 の Gender Dysphoria: 性別違和とセクシャル・マイノリティへの心理的支援 針間 克己・平田 俊明 岩崎学術出版社 100-106.
- (3) World Health Organization. (2018). The ICD-11 classification of mental and behavioral disorders: clinical descriptions and diagnostic guidelines. World Health Organization.
- (4) 首相官邸 (2016) ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定.  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>.
- (5) 電通ダイバーシティ・ラボ (2018) 「LGBT 調査 2018」  
<https://dentsu-diversity.jp/>
- (6) 注5に同じ。
- (7) 外務省 JAPAN SDGs Action Platform  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>